（鉄道事業法の特例）

第二十七条の十　貨客運送効率化事業を実施しようとする者がその貨客運送効率化実施計画について前条第三項の認定（同条第八項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十六条第三項若しくは第四項若しくは第十七条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

２　認定貨客運送効率化事業者である貨物鉄道事業者が認定貨客運送効率化事業者である他の陸上運送事業者（旅客陸上運送事業を営む者をいう。）、貨物陸上運送事業者、貨物利用運送事業法による第一種貨物利用運送事業者（貨物陸上運送事業者の行う運送に係る第一種貨物利用運送事業を営む者に限る。第二十七条の十四第二項において単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）及び同法による第二種貨物利用運送事業者（第二十七条の十五第二項において単に「第二種貨物利用運送事業者」という。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効率化実施計画に従って鉄道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨客運送効率化実施計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

（軌道法の特例）

第二十七条の十一　貨客運送効率化事業を実施しようとする者がその貨客運送効率化実施計画について第二十七条の九第三項の認定を受けたときは、当該貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業のうち、軌道法第三条の特許若しくは同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（道路運送法の特例）

第二十七条の十二　貨客運送効率化事業を実施しようとする者がその貨客運送効率化実施計画について第二十七条の九第三項の認定を受けたときは、当該貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項から第五項まで、第十五条第三項若しくは第四項若しくは第十五条の三の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（貨物自動車運送事業法の特例）

第二十七条の十三　貨客運送効率化事業を実施しようとする者がその貨客運送効率化実施計画について第二十七条の九第三項の認定を受けたときは、当該貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（貨物利用運送事業法の特例）

第二十七条の十四　貨客運送効率化事業を実施しようとする者がその貨客運送効率化実施計画について第二十七条の九第三項の認定を受けたときは、当該貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業のうち、貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

２　認定貨客運送効率化事業者である第一種貨物利用運送事業者が認定貨客運送効率化事業者である他の陸上運送事業者と認定貨客運送効率化実施計画に従って貨物利用運送事業法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨客運送効率化実施計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

第二十七条の十五　貨客運送効率化事業を実施しようとする者がその貨客運送効率化実施計画について第二十七条の九第三項の認定を受けたときは、当該貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業のうち、貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

２　認定貨客運送効率化事業者である第二種貨物利用運送事業者が認定貨客運送効率化事業者である他の陸上運送事業者と認定貨客運送効率化実施計画に従って貨物利用運送事業法第三十四条第一項において準用する同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨客運送効率化実施計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

第三十条第六項の変更」に改める。

第三十四条第二項中「第三十条第七項において準用する同条第三項」を「第三十条第六項の変更」に改め、同条第四項中「掲示」を「公示」に改める。

第三十五条第二項中「第三十条第七項において準用する同条第三項」を「第三十条第六項の変更」に改める。

第四十三条中「第二十七条の六第六項」を「第二十七条の二十第六項」に改め、「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第四十四条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「第二十七条の六第七項」を「第二十七条の二十第七項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改める。

第六章を第七章とする。

第三十七条中「地域公共交通網形成計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業」を「地域公共交通計画に定められた目標を達成するために行う事業、新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業」に改める。

第三十八条中「又は認定新地域旅客運送事業者」を「、認定新地域旅客運送事業者又は認定新モビリティサービス事業者」に、「又は認定新地域旅客運送事業の」を「、認定新地域旅客運送事業又は認定新モビリティサービス事業の」に改める。

第三十九条第一項中「同条第二項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同条第二項中「第五条第八項及び第九項並びに第六条第六項」を「第五条第十一項及び第十二項、第六条第六項並びに第七条の二第二項及び第三項」に改める。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　新モビリティサービス事業の円滑化

（新モビリティサービス事業計画の認定）

第三十六条の二　新モビリティサービス事業を実施しようとする者（以下「新モビリティサービス事業者」という。）は、単独で又は共同して、その実施しようとする新モビリティサービス事業についての計画（以下「新モビリティサービス事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新モビリティサービス事業計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。